

独立行政法人国立公文書館役員としての[REDACTED]氏の業績

1. 就任及び退任日

- ・平成 17 年 4 月 1 日に独立行政法人国立公文書館理事就任
- ・平成 21 年 7 月 7 日に独立行政法人国立公文書館館長就任
- ・平成 25 年 5 月 31 日に退任

2. 在職期間

8 年 2 月

3. 職務

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）の理事として、館長を補佐して館の業務を掌理。その後、館長として、館を代表し、その業務を総理。

4. 主たる業績

[REDACTED] 氏は、館の理事に就任以来、館の業務を円滑に運営することを通じ、館長を的確に補佐し、また館長に就任以降は、館を代表して、その業務を総理し、主として次に挙げる業績を上げた。

(1) 業務運営面での実績

- ア) 主務大臣から与えられた中期目標に対応して、中期計画及び各年度計画を策定し、各業務分野ごとの執行計画によって、各年度ごとに、計画的かつ効率的な運営に努めてきた。
- イ) 館長の強い指導の下、アジア歴史資料センターにおけるアジ歴データベースの構築について、当初の構築計画を見直すなど、更なる利活用の推進に努めた。
- ウ) インターネットを通じて、「世界中どこでも、誰でも、何時でも、無料で」国立公文書館の貴重な所蔵資料を閲覧し、利用できるようにする「デジタルアーカイブ」について、館長の強力な指導力のもと、平成 21 年度に同システムをリニューアルし、平成 22 年度から新システムの運用を開始し、提供資料の充実や各機関との横断検索による連携など、その充実に積極的に取り組んできている。
- エ) 理事として館長のサポートを行い、館の事業理念、使命、将来構想を探り出し、これらを国民に対する約束及びその約束達成に向けた館役職員の決意表明として取りまとめた「パブリックアーカイブズ・ビジョン」を平成 18 年度に策定、以後、館の業務運営は、この基本理念の実現を目指すこととなった
- オ) 東日本大震災で甚大な被害を被った地方自治体に対し、その復興支援に関する取組として、津波による水濡れや汚泥にまみれた地方自治体の被災公文書の修復支援

事業に総力をあげて取り組んだ。

カ) 近い将来つくば分館の書庫が満架になることが見込まれることから、満架時期を延長するための改修経費が平成25年度予算で認められた。

## (2) 国際的な公文書館活動に対する日本の積極的参加・貢献

ア) 国立公文書館は、創設以来我が国の公文書館の代表として国際公文書館会議（ICA）に参加しているが、独立行政法人化後も、ICAが主催する会議やセミナーに常に役職員を派遣するなど外国の公文書館に関する情報の収集と館情報の海外発進など、積極的に交流を深めてきた。

イ) ICAの地域支部である国際公文書館会議東アジア地域支部（EASTICA）には、主要国として参画している。平成21年から23年までEASTICA議長を務め、平成23年11月に東京で第10回EASTICA総会及びセミナーを開催したほか、平成24年以降は理事としてEASTICA議長に就任し、会員国との協力関係の強化に大きな役割を果たしてきた。

ウ) 世界各国からの研修生の受入れを積極的に行っており、平成20年のオマーン遺産文化大臣の来館を契機にオマーン国立公文書府との相互交流を行い、平成22年から毎年同府修復保存担当者を受入れ、専門的な研修を実施している。

## (3) 政府における公文書館拡充検討、公文書管理法制等への対応

ア) 我が国の公文書館制度は、諸外国から大きく立ち後れており、このような実態を打破し、国際的に見ても遜色ない公文書館制度の在り方を検討するため、従来から各方面において様々な検討が行われてきた。

そんな中で、平成19年11月に「公文書館推進議員懇談会」から提出された緊急提言を契機とし、政府において、公文書管理担当大臣の設置などの取組が行われた。平成20年3月には、担当大臣の下に、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」が設置され、積極的な議論が積み重ねられ、同年11月には最終報告が取りまとめられた。

両会議において館長を的確にサポートし、専門的知見から意見を申し述べるほか内閣府に対して必要な情報提供等を行い、積極的に支援した。

イ) 政府においては、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」の最終報告を受け、公文書管理法制定に向けた取組を開始、平成21年3月3日に「公文書の管理に関する法律」が閣議決定され国会に提出された。

同法案は、6月11日に衆議院で可決、6月24日には参議院で可決・成立し、7月1日に施行された。

政府における法律案の策定過程においても、積極的に意見を述べるとともに、衆議院、参議院の各内閣委員会での審議においては、それぞれ参考人として委員会に

出席していた館長を理事として的確にサポートし、専門的知見から意見を申し述べるなど法律制定にも大きく貢献した。

(4)公文書等の管理に関する法律施行に伴う業務運営面での実績

- ア) 平成23年に公文書等の管理に関する法律が施行されることとなった。施行に当たり、館長の強い指導の下、体制面では新たに館に求められる機能の円滑な実施に対応するため、新規に定員化措置を行うとともに、組織体制を見直し、事務事業の効率的・合理的な執行の観点から整備を行った。
- イ) 法制面では、国民に対するより高度なサービスの提供を目指し、館利用等規則等を制定したほか、内閣府における「行政文書の管理に関するガイドライン」及び「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」の策定に当たっての専門的助言等の支援供与を行うなど、歴史公文書等の移管、保存、利用等の業務に関し、中心的な役割を担う機関として取り組んだ。
- ウ) 電子公文書等の移管、保存、利用に関して、「電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあり方に関する研究会」(内閣府)の運営に協力し、また、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」(内閣官房)からの最終報告等を受け、「電子公文書等の移管・保存・利用システム」の構築、総合的検証を実施し、平成23年度より同システムの運用を開始し、デジタルアーカイブを通じて一般の利用に供することとした。
- エ) 平成23年度には、館長の強い指導の下、館創立40周年記念事業として、また、利用促進の一環として、春・秋に「創立40周年記念貴重資料展」を開催したほか、様々なテーマに基づき、展示内容等を工夫した連続企画展を実施し好評を博した。また平成24年度には、耐震補強工事の実施により本館での展示会開催を休止したが、京都、大阪で初の試みとなる館外展示を実施したほか、福岡共同公文書館が主催する同館開館記念展示会へ共催し、当館所蔵資料を展示することなど、他機関との連携した取組を実施した。

役員在職中の各年度における評価結果と業績勘案率算定表

評 価 点 数	18年度			19年度			20年度			21年度			22年度			23年度			24年度			25年度		
	項目数	点	項目数	点	項目数	点	項目数	点	項目数	点	項目数	点	項目数	点	項目数	点	項目数	点	項目数	点	項目数	点	項目数	点
A+	5	0	0	0	0	3	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A	4	5.8	232	6.8	272	7.2	288	2.1	84	7.5	300	7.0	280	6.2	248	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B	3	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	9	-	-	-	-	-	-	-
C	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5.9	235	6.8	272	7.5	303	2.1	84	7.5	300	7.0	280	6.5	257	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
得られた値	235/5.9	272/6.8	303/7.5	84/2.1	300/7.5	84/2.1	300/7.5	280/7.0	280/7.0	280/7.0	257/6.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準値	3.98	4.0	4.04	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.95	-	-	-	-	-	-	-	-	-
在職月数①	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
基準値 在職月数②	X	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2

(参考)

得られた値	基準値
3.5以上4.1未満	1.0

$$\text{基準業績勘案率 } (② \div ①) = 86 / 86 = 1.0$$

## ■前館長の業績勘案率の算定

1. 業績勘案率の算定期間 平成17年4月1日～平成25年5月31日  
(役職在職期間 平成17年4月1日～平成25年5月31日)

### 2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2.(1)に基づき、退職した役員が在職した各事業年度毎に基準値を設定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値（小数点第2位以下は四捨五入）を基準業績勘案率とした。

#### (1) 各事業年度の基準値

##### ①平成17年度 (R)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 60 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 60 = 4.0 \end{array}$$

$$R = 1.0$$

##### ②平成18年度 (S)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 58 \times 4 + 1 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 59 = 3.98 \end{array}$$

$$S = 1.0$$

##### ③平成19年度 (T)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 68 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 68 = 4.0 \end{array}$$

$$T = 1.0$$

##### ④平成20年度 (U)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (3 \times 5 + 72 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 75 = 4.04 \end{array}$$

$$U = 1.0$$

##### ⑤平成21年度 (V)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 21 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 21 = 4.0 \end{array}$$

$$V = 1.0$$

##### ⑥平成22年度 (W)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 75 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 75 = 4.0 \end{array}$$

$$W = 1.0$$

##### ⑦平成23年度 (X)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 70 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 70 = 4.0 \end{array}$$

$$X = 1.0$$

##### ⑧平成24年度 (Y)

$$(0 \times 5 + 68 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 68 = 4.0$$

$$Y = 1.0$$

##### ⑨平成25年度 (Z)

（役員が在職した期間の法人の業務実績の状況、前年度までの業務実績との比較等により分科会において決定）

$$Z = 1.0$$

(2) 基準業績勘案率の算定

( R×12月+S×12月+T×12月+ U×12月+ V×12月+ W×12月+ X×12月+ Y×12月+ Z×2月 ) ÷ 98月 =

基準業務勘案率

(1.0×12月+1.0×12月+1.0×12月+1.0×12月+1.0×12月+1.0×12月+1.0×12月+1.0×12月+1.0×2月 ) ÷ 98月 =

1.0